小型タンカー油濁補償協定 (STOPIA)

序章

この協定の当事者は、この協定で定義される各参加船主である。

参加船主は、1992年の民事責任条約と基金条約とによって確立された、船舶からの油濁に対する 国際補償制度の成功を認識し、この制度が社会の必要に適合し続けるためには随時改定又は補足 される必要があることを了知している。

議定書への加盟を選択する国において追加基金から追加補償を供与することにより 1992 年基金 条約を補足する議定書が、起草・採択された。当事者は、現行補償制度が現在の形で(但し議定 書による修正を経た形で)存続できるよう、可能な限り幅広い議定書の批准を奨励するものであ る。

議定書により油受取人に課せられる潜在的追加負担を勘案し、この協定の参加船主は、以下に定める機構の設置に合意した。この機構により、特定のトン数以下のタンカーの参加船主は、追加基金を設立する議定書が施行される国において該当するタンカーが起こした油濁損害に対して、1992 年基金条約に基づき支払われる補償金の一部を1992 年基金に補償することになる。

この協定は、法的関係の構築を企図するものであり、かつ相互の約定に基づき加入船の参加船主が互いに以下のとおり合意したものである。

第 条 定義

- (A) 以下の用語は責任条約第 条と同等の意味を有する。 「事故」、「油」、「所有者」、「者」、「油濁損害」、「損害防止措置」、「船舶」
- (B) 「1992年基金」とは、1992年基金条約によって設立された国際油濁補償基金をいう。
- (C) 「1992 基金条約」とは、1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に 関する国際条約及びその改定又は補足条約並びにそれを有効にする国内法規をいう。
- (D) 「クラブ」とは、国際グループに加盟する P&I クラブをいい、「船主のクラブ」とは、 船主の所有する関係船の保険を引き受けているクラブ又は船主が付保を申請している クラブをいう。以下、「そのクラブ」、「クラブ当事者」及び同様の表現も同様に解する。
- (E) 「加入船」とは、この機構が適用される船舶をいい、「加入」も同様に解する。
- (F) 「補償」とは、この協定書第 条に基づき支払われる補償をいう。
- (G) 「保険」、「保険が付された」及びこれらに関連する表現は、油濁リスクに対する P&I カバーを指す。
- (H) 「国際グループ」とは、国際 P&I クラブグループをいう。
- (I) 「責任条約」とは、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及びその改定条約並びにそれを有効にする国内法規をいう。
- (J) 「参加船主」とは、当事者である加入船の船主をいう。

- (K) 「当事者」とは、この協定の当事者をいう。
- (L) 「議定書」とは、1992 年基金条約を補足する 2003 年議定書及びそれを有効にする国内 法規をいい、「議定書国」とは、その議定書が施行されている国をいう。
- (M) 「関係船」とは、第 条(B)項に定める意味を有する。
- (N) 「機構」とは、この協定によって設立される小型タンカー油濁補償協定(STOPIA)をいう。
- (O) 「追加基金」とは、議定書により設立された基金をいう。
- (P) 「トン」とは、1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約付則 に定めるトン数測度 規則に従って計算された総トン数をいい、「トン数」も同様に解する。
- (Q) 「計算単位」とは、責任条約第 条第9項の定めと同じ意味を有する。

第 条 総則

- (A) この協定は小型タンカー油濁補償協定(STOPIA)と称する。
- (B) 関係船の所有者は、当事者として適格であり、当該船舶の保険を引き受けるクラブによりその保険契約規定に従って当事者にされた時に当事者となる。

第 条 STOPIA 機構

- (A) この協定は、以下に規定する条件に従い、1992 年基金への補償の支払いを目的とする STOPIA 機構を設立するために締結される。
- (B) 以下の条件をすべて満たす船舶はこの機構への参加資格を有し、「関係船」と称する。
 - (1) 29,548 トン以下
 - (2) クラブに付保されていること
 - (3) 国際グループのプール協定を通じて再保険に付されていること
- (C) 参加船主の所有する関係船は、船主が第 条(B)項に従いこの協定の当事者になった時、 自動的にこの機構に参加しなければならない。
- (D) 前記プール協定から独立して再保険に付されているとの理由により関係船とならない船舶であっても、船主とそのクラブ間の書面での合意により関係船と看做すことができる。
- (E) 一旦この機構に参加した関係船は、以下各号に定める事態が生ずるまで参加を継続する。
 - (1) 関係船でなくなった場合 (トン数の再測度又は本条(B)項に言う保険・再保険の付保が終了した結果として)
 - (2) 参加船主の所有でなくなった場合
 - (3) 参加船主が第 IX 条に従いこの協定から脱退した場合

第 条 1992年基金の補償

(A) 事故により加入船が議定書国で油濁損害を起こし、その損害に対する責任が、責任条約

に基づきその船舶の参加船主と 1992 年基金条約に基づき 1992 年基金との双方に負担される場合、当該船主は 1992 年基金に本条(E)項に定める金額まで補償する。

- (B) 議定書国における油濁損害とは、以下各号に定めるものをいう。
 - (1) 以下の場所で生じた油濁損害
 - (i) 領海を含む議定書国の領域
 - (ii) 国際法により定められた議定書国の排他的経済水域、又はある議定書国が排他 的経済水域を設けていない場合には、国際法に従い当該国が決定した領海の外 側や領海に隣接し、かつ領海巾計測の基線から 200 海里を超えない水域
 - (2) 油濁損害の防止又は軽減のために取られた損害防止措置費用
- (C) 補償は以下の費用及び損害に対しては行われない。
 - (1) 参加船主が責任条約第 III 条第 3 項により責任を免除されている損害防止措置費用で、 1992 年基金条約第 4 条第 3 項により 1992 年基金が支払責任を負うもの
 - (2) 参加船主ではなく1992年基金の責めに帰する範囲内における一切の油濁損害
- (D) この協定に基づき発生する補償は、当該事故に関し追加基金からの支払いがなされているか否かにかかわらず行われる。
- (E) 参加船主が支払うべき補償金額は、議定書国での油濁損害に対して 1992 年基金が支払った補償総額とする。ただし、
 - (1) 本項の目的上、1992 年基金が支払った補償総額とは、1992 年基金が支払った補償総額から 1992 年基金が下記第 V 条に従い償還請求により回収した金額(償還請求のための諸費用控除後)を差し引いたものとする。
 - (2) 一事故当たり補償金額は、20 百万計算単位相当金額から以下を差し引いた金額を超えないものとする。
 - (i) 責任条約第 V 条第 1 項により制限される当該参加船主の責任限度額、及び
 - (ii) 当該事故に関し、自己の権利、保険代位又は権利譲渡等によるかを問わず、当該参加船主又はそのクラブが 1992 年基金から回収可能な金額
- (F) 前項(2)(i)に規定する控除は、参加船主の責任制限が可能か否かにかかわらず行われる。
- (G) この協定において、計算単位の各国通貨への換算は、責任条約第 条第 9 項に従い行われる。

第 条 第三者に対する償還請求

- (A) 1992 年基金の第三者に対する償還請求の実行、あるいは示談解決を含む具体的な請求方法の決定に関して、1992 年基金は絶対的な裁量権を有する。
- (B) 別段の合意がない限り、1992 年基金により第三者に対して実行又は検討されたある事故に関するすべての償還請求が最終結果に至った旨の通知が1992 年基金から参加船主になされるまで、1992 年基金への補償の支払いは延期される。本項でいう最終結果には、償還請求を行なわない、又は既に開始した償還請求を中止するという1992 年基金の決定を含む。
- (C) 前(B)項は、1992年基金が時効により以下の権利を喪失することを防止するため、参加船 主とそのクラブに対し訴訟を提起することを妨げるものではない。

参加船主とそのクラブは、償還請求の手続きが進行中、あるいは前(B)項に従い最終結果 の通知がなされていない状況において、前記訴訟手続きを開始又は実行するために 1992 年基金が合理的に必要とする時効延長を認めることに合意する。

- (D) 前(A)項の規定を損ねることなく、1992年基金は、参加船主又はそのクラブが実際あるいは潜在的な求償者となる償還請求について、参加船主又はそのクラブと協議することができる。この協定は、1992年基金、船主及びクラブが償還請求の費用の分担や回収金額の分配に関する条件を含め、特定の事故において適切と考えられる償還請求に関する取り扱い方法に合意することを妨げるものではない。
- (E) 1992 年基金が第三者に対して償還請求しない、あるいは償還請求開始後これを断念する ことを決定した場合、1992 年基金が、この協定の下で支払われた補償に基づき第三者か ら回収できる範囲において、代位求償、債権譲渡又はその他の方法により、第三者に対 して有する求償権を参加船主又はそのクラブに委譲するために必要となる合理的な書面 作成を実行することを条件として、補償は支払われる。
- (F) 1992 年基金が前(B)項記載の通知を行なう前に参加船主が補償を支払うことに同意した場合、(別段の合意がない限り)この支払いは前記通知を受けるまで請求に応じて払い戻し可能な無利子貸付として取り扱われるものとし、前記通知があった時点でその貸付としての取り扱いは終了する。
- (G) 補償が支払われた後、1992 年基金が何らかの理由により第三者からある金額を回収し、参加船主が上記第 条(E)項に従って支払われるべき金額を超えて支払った補償を当該船主に返戻するため、1992 年基金が参加船主にその回収金額(回収のための諸費用控除後の金額)を報告することを条件として、補償は支払われる。
- (H) 1992 年基金が別段の通知を受けない限り、参加船主に保険を提供するクラブが参加船主 に代わり、前(B)項に基づく 1992 年基金からの通知の受領、前(C)項に基づく時効延長へ の同意、前(G)項による返戻金の受領、及び本条 の運用に関するすべての事項に合意す る権限を有しているものと看做す。

第 条 諸手続き

この協定に基づく補償に対して有する 1992 年基金のあらゆる権利は、油濁損害発生日から 4 年 以内に何らかの訴訟を起こさない限り消滅する。しかし、どのような場合であっても油濁損害を 引き起こした事故発生日から 7 年経過後はいかなる訴訟も提起できない。その事故が連続する複 数の事故から成る場合は、最初の事故発生日から数えて 7 年間とする。

第 条 改正

- (A) この協定は全参加船主の代理人としての国際グループによりいつでも改正することができる。
 - かかる改正は国際グループが 1992 年基金に書面により通知した日から 3 ヶ月後に効力を生じる。
- (B) 各参加船主は、以下各号を条件として、国際グループが自己に代わりこの協定の改正に同意する権限を付与されることを了承する。
 - (1) 当該船主のクラブがこの協定の改正に関して授権し、かつ
 - (2) 当該船主のクラブが当該クラブの保険契約規定の改定に必要な手続きと同じ手続きによりこの協定の改正を承認していること
- (C) この協定のいかなる改正も、その改正が発効する以前に発生した事故に関する権利及び義

務には影響を与えない。

第 条 有効期間

- (A) この協定は、議定書の発効と同時に効力を生じる。
- (B) 本条の以下に定める条項に従って、この協定は全参加船主の代理人としての国際グループによりいつでも終了することができる。
- (C) 各参加船主は、以下の場合、国際グループが自己に代わりこの協定を終了する権限を付与されることを了承する。
 - (1) クラブがこの協定に基づき補償を支払うという参加船主の責任に対する保険の提供を取り止めた場合
 - (2) 責任条約、1992 年基金条約及び議定書によって設立された補償制度、又はいずれか 一カ国もしくはそれ以上の議定書国における補償制度の運用方法を実質的かつ大 幅に改変するような国際条約の採択、その他協定の合意、あるいは関連国内法や地 域法の制定(裁判所の決定や判例を含む)がなされた場合(以下、実質的改変とい う)
 - (3) 当該船主のクラブがこの協定の終了に関して授権し、かつ保険契約規定の改定に必要な手続きと同じ手続きによりこの協定の終了を承認している場合
- (D) この終了は国際グループが 1992 年基金に書面により通知した日から 3 ヶ月が経過するまで効力が生じない。前(C)項(2)号の事由により終了する場合、当該通知において以下を明示しなくてはならない。
 - (1) 実質的改変が実施される日か通知から3ヵ月後かいずれか遅い終了発効日
 - (2) 終了の効力が全体的なものか、あるいはそのような改変により影響を受けると通知の中に特定した国もしくは国々における油濁損害に関してのみ生じるのかについて
- (E) この協定の終了は、その終了日以前に発生した事故に関する権利及び義務には影響を与えない。

第 条 脱退

- (A) 参加船主は以下各号の場合この協定から脱退できる。
 - (1) 当該船主のクラブに対し3ヶ月以上前に書面による脱退の通知を提出した場合
 - (2) この協定の改正による場合、ただし以下各号を条件とする。
 - (i) 当該船主のクラブがその組合員にこの協定の改正の承認を求めた際に、当該船 主はその改正に反対する投票権を行使していること
 - (ii) 当該船主のクラブの組合員が改正を承認してから 60 日以内に、当該船主は自己のクラブに対して書面により脱退の通知を行なっていること
 - (iii) 本項による脱退は、改正の発効と同時、又は当該船主の通知を当該船主のクラブが受領した日のいずれか遅い方に有効となること
- (B) 参加船主は、関係船の船主でなくなった時、即座に当該船舶についてのみこの協定から 脱退したものと看做され、関係船の船主でなくなった旨を 1992 年基金に書面にて通知し なければならない。
- (C) この協定から脱退した船主は、脱退が有効となった日以降、この協定に基づく義務を負わない。ただし、脱退日以前に発生した事故に関する権利及び義務には影響を与えない。

第 条 1992年基金の法的権利

- (A) 1992 年基金は、この協定の当事者でなくとも、この協定に記載される補償に関する強制力のある権利を法的に享受することを意図しており、それ故 1992 年基金は、この協定に基づき権利を主張するとき自己の名称で参加船主に対して訴訟を提起することができる。
- (B) 前(A)項にもかかわらず、この協定に従ってなされる改正、終了又は脱退に関して、1992 年基金の同意は必要としない。
- (C) この協定の当事者は、この協定に基づく加入船(又は以前の加入船)に関する補償に関するクレームを事故発生時に当該船舶を引き受けていたクラブに対して直接請求する条件について、1992 年基金と合意する権限を国際グループへ付与する。この協定の当事者は、1992 年基金が加入船に関する債権を行使するためクラブに訴訟を提起した場合に、クラブが参加船主に当該訴訟に加わるよう要求できることを承諾する。

第 XI 条 準拠法及び裁判管轄

この協定は英国法に準拠し、この協定の下における紛議に関しては、英国高等法院が排他的裁判管轄権を有する。

STOPIA - クラブと 1992 年基金の間の了解事項(MoU)の追加条項

6A. STOPIA

- (i) 本条 6A で使用される以下の用語は STOPIA 第 条と同等の意味を有する。 「クラブ」、「補償」、「保険」、「保険が付された」、「1992 年基金」、「関係船」、「加入船」 「油濁損害」、「所有者」、「事故」、「参加船主」、「責任条約」、「船舶」
- (ii) クラブは、油濁リスクの他の形態に適用される条件と同様の条件で、そのメンバーが小型タンカー油濁補償協定(STOPIA)の下で負担する 1992 年基金に対する補償金支払責任をてん補する。
- (iii) 関係船に関しては、その油濁リスクに対する保険手配を目的とするクラブ加入により、 クラブカバーは STOPIA への自動加入があったものとして提供される。 ただし、本条 6A のいかなる規定もクラブカバーの条件として以下を求めるものではない。
 - (a) 参加船主となることに明示的に反対している、又は予め STOPIA から脱退した所有者の船舶に関して、前記自動加入を適用すること
 - (b) 参加船主が後日 STOPIA から脱退する権利に影響を及ぼすこと
 - (c) STOPIA に加入しない船舶に関して油濁リスクに対するカバーを除外すること

(iv)

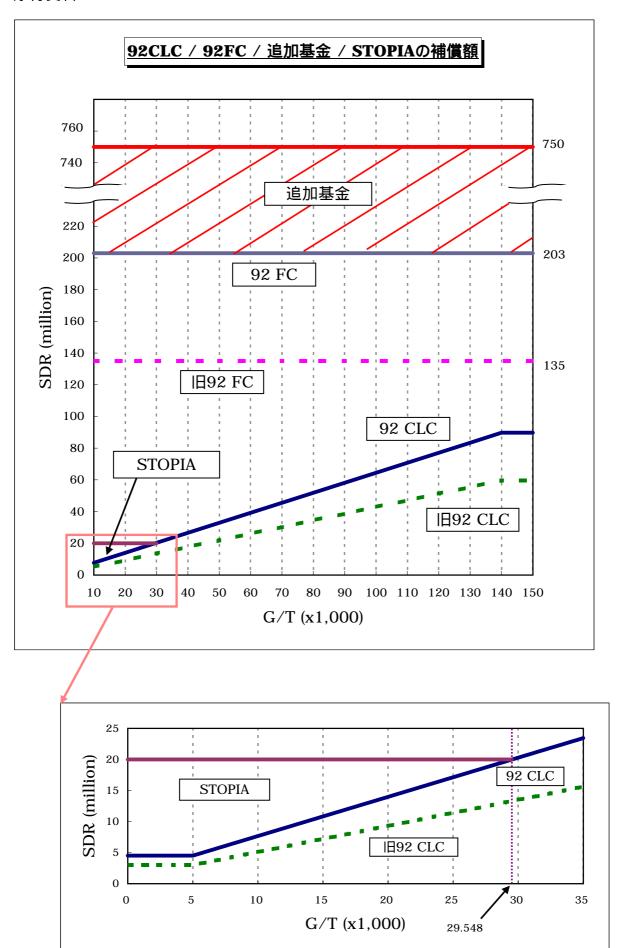
- (a) クラブは、国際グループ事務局を通じて、毎年各クラブに加入する加入船の全船名 を 1992 年基金に通知しなければならない。
- (b) クラブは、前号(iv)(a)に基づき 1992 年基金へ提出される直近の年次通知書に記載のない加入船の船名を可及的速やかに 1992 年基金へ通知しなければならない。
- (c) クラブは、以下の船舶に関して可及的速やかにその船名を通知しなければならない。
 - (1) STOPIA に加入することなく、油濁リスクに対するクラブカバーの提供が認められている関係船
 - (2) 当該機構に参加していたことのある船舶(関係船であるか、STOPIA 第 条(D) 項による加入であるかにかかわらず)であり、かつクラブによる油濁リスクカバーは維持しつつ STOPIA から脱退した船舶
- (v) 加入船が関与する事故によって油濁損害が発生したとき、STOPIA の下での 1992 年基金による補償請求は、その船舶を引き受けるクラブに対して直接行なうことができる。当該クラブは、油濁損害が参加船主自身の故意により生じたという免責事由を援用できるが、クラブに対する参加船主の請求に関し援用できる他の一切の免責事由を援用することはできない。クラブはいかなる場合にも当該クラブに対する訴訟手続きへの参加を参加船主に要求する権利を有する。前記を除き、クラブに対するいかなる訴訟手続きも、参加船主に対する請求に適用される STOPIA の同じ規定に従うものとする。
- (vi) 事故当時加入船でなかった関係船が関与する事故によって油濁損害が発生したとき、前項(iv)(c)の規定又はその他の方法により、1992 年基金が STOPIA 非加入船 (あるいは脱退船)である旨事前に通知を受けている場合を除き、1992 年基金は、所有者が STOPIA の下で責任はないにもかかわらず、事故当時当該船舶を引き受けていたクラブに対して前項(v)に規定する権利と同じ権利を有する。
- (vii) 疑義を排するための確認として、本条 6A は、事故当時 STOPIA に定義される関係船でなかった船舶については適用されず、また事故当時関係船を引き受けていたクラブ以外の保険者に対する求償権を 1992 年基金に与えるものでもない。

- (viii) 本条 6A によって与えられる直接請求権は、関係船が責任条約第 条による証明書の所持を義務付けられているか否かにかかわらず適用できる。
- (ix) STOPIA 第 条(B)項にもかかわらず、国際グループは STOPIA の終了又は改正を検討する際は、その結論を出す前に十分な時間的余裕をもって 1992 年基金が見解を表明できるよう 1992 年基金と協議するものとする。
- (x) 本条 6A は、STOPIA 第 条により STOPIA が完全に終了した場合、失効する。
- (xi) 1992 年基金は、国際グループに対する 3 ヶ月前の通知を以って本条 6A を終了することができる。
- (xii) 本条 6A に関する請求と紛議は、英国法に準拠し、英国高等法院の排他的裁判管轄に従うものとする。

国際 P&I グループ推奨「STOPIA 用船契約条項」

船主は、小型タンカー油濁補償協定(STOPIA)の参加船主であり、かつ本船が STOPIA に加入していること、そして本契約期間中これを維持することを担保する。ただし、以下を条件とする。

- (i) 本船がSTOPIA第3条に定義される関係船であり続けること
- (ii) STOPIA が STOPIA 第8条により終了しないこと



Notes)

- 1. 現行の"92CLC" "92FC" は、2003年11月1日に発効
- 2. "旧92CLC" "旧92FC" = 改定前1992CLC、改定前1992FC